

XVI 添付ファイル最大サイズ 及び 最大電文長の見直し

2014年12月11日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1 . 添付ファイルの最大サイズの見直し

第6次NACCSでは、添付ファイルの最大サイズを以下のとおり拡大する。

	現行システム	次期システム
添付ファイルの最大サイズ	3,000,000バイト (3 M B) 1	10,000,000バイト (10 M B) 3
1 度に添付できる添付ファイルの最大数	各業務仕様による 2	同左

- 1 動物検疫業務及び植物検疫業務については、業務によって 1 ～ 3 M B を添付ファイルの最大サイズとしている。
- 2 複数の添付ファイル全体の合計サイズが、添付ファイルの最大サイズを超えないこと。
- 3 動物検疫業務及び植物検疫業務については、現行システムと同様に、 1 ～ 3 M B を最大サイズとする。

2 . 最大電文長の見直し

第6次NACCS基本仕様書において、次期におけるNACCS - EDI電文の最大電文長は、現行同様500,000バイト（500KB）とするとしていたが、第6次NACCSにおける業務の見直しに合わせて、以下のとおり最大電文長の拡大を行う。

区 分	概 要
1 . 現行仕様	NACCS - EDI電文の最大電文長（添付ファイルを除く。）は、原則500,000バイト（500KB）である。
2 . 見直しの経緯	第6次NACCSの業務見直し（登録可能制限値の拡大等）により、出力電文が分割されることがあるため、可能な限り最大電文長を拡大することが望ましい。 第6次NACCSの業務見直し（1便あたりの旅客数の拡大等）により、旅客氏名表等の電文長が500,000バイトを超えることが想定される。 最大電文長を実際の電文長を考慮せず、無制限に長くした場合、DBなどのハード設計が非効率となるおそれがある。
3 . 第6次NACCS仕様	NACCS - EDI電文の最大電文長（添付ファイルを除く。）を700,000バイト（700KB）とする。